

(仮称) 狛江市人権施策推進指針について

I 総論

- (1) 指針策定の背景・趣旨
- (2) 国内外・都の取組
- (3) 狛江市における人権に関する現状

II 基本理念

- (1) 基本理念について
- (2) 指針の位置付け

○…資料 2、関連資料等から読み取れるもの

●…人権に関する市民意識調査から読み取れるもの

Ⅲ 人権施策の推進

1 基本的施策（※資料 3 を参照）

2 分野別施策

子どもの人権

■国際的な動き

①子どもの権利条約

平成元年（1989 年）に国連総会において採択され、子どもに対するあらゆる差別、子どもの最善の利益の確保、生命・生存・発達への権利及び子どもの意見の尊重を一般原則としており、国は、平成 6 年（1994 年）にこの条約を批准した。

■子どもの人権保障等に向けた法整備等

①児童虐待防止法（平成 12 年（2000 年）制定）

児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

②いじめ防止対策推進法（平成 25 年（2013 年）制定）

児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

※その他：児童買春・児童ポルノ禁止法、出会い系サイト規制法、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法、子どもの貧困対策の推進に関する法律
東京都子ども基本条例

■市の計画等

①第 2 期こまえ子ども若者応援プラン

重点施策：児童虐待の予防・防止

虐待が深刻化する前の早期発見・対応に向けて、等、子どもに関わる関係機関同士のネットワークをさらに強化するとともに、子どもや家庭のことを気軽に相談できる場の提供、体制整備に努める。また、児童虐待対策だけでなく、体罰によらない子育てを

推進するため、保護者と併せ広く地域住民に対し、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない育てに関する理解が広まるよう、周知、啓発活動に努めることとする。

②狛江市教育大綱・第3期狛江市教育振興計画

個別施策：生命と人格・人権を尊重する態度の育成

- ・平和を願い、互いの生命や人格・人権を尊重し、他者を思いやる心をはぐくむ人権教育を推進
- ・道徳的な判断力や心情、実践意欲・態度の向上に資する道徳教育を推進
- ・いじめ防止や自殺対策に資する教育を推進

③狛江市いじめ防止基本方針

児童・生徒の心身の安全や安心を脅かし、教育を受ける権利を著しく侵害（人権侵害）する「いじめ」問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応）のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として定める。

【現状】（資料2：1ページを参照）

- 市内の小学校におけるいじめの認知件数では平成30年度と比較すると、平成31年度は若干の減少が見られますが、横ばいの傾向である一方、中学校では平成29年度まで減少傾向から一転、増加の傾向となっています。
 - 早期発見、早期対応ができていないことで、自殺や不登校等に繋がっている現状があり、相談すべき場所以ちんとした対応がされていない状況があります。
 - 児童虐待については、全国的に増加傾向にあります。平成31年度では全国の児童虐待件数は約193,000件、令和2年度では約205,000件となっており、また、市内での虐待の件数は年々増加傾向にあります。
 - 市内の小学校における不登校児童の割合については、年々増加傾向で、中学校生徒ではほぼ横ばいで推移しています。
-

○…資料 2、関連資料等から読み取れるもの

●…人権に関する市民意識調査から読み取れるもの

女性の人権

■国際的な動き

①女子差別撤廃条約

国連では昭和 54 年（1974 年）社会の様々な場面における女子差別の禁止を求める女性差別撤廃条約が採択され、昭和 60 年に日本は批准した。

②世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数（2021）156 か国中 120 位

■男女共同参画の推進や女性の地位向上のための法整備等

①男女雇用機会均等法（昭和 60 年（1985 年）制定）

募集・採用、配置・昇進についての均等な取扱いについては、事業主の努力義務とされた。教育訓練については、業務の遂行に必要な基礎的な能力を付与するための一定の教育訓練について、労働者が女性であることを理由とした差別的な取扱いが禁止された。

②男女共同参画社会基本法（平成 11 年（1999 年）制定）

男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

③女性活躍推進法（平成 27 年（2015 年）制定）

職業生活において活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指す。

■セクシュアル・ハラスメントや配偶者等からの暴力等から守るための法整備等

②ストーカー規制法（平成 12 年（2000 年）制定）

ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とする。

①DV防止法（平成 13 年（2001 年）制定）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る。

■市の計画等

①狛江市男女共同参画推進計画・狛江市配偶者暴力対策基本計画・狛江市女性活躍推進計画

個人としてお互いの人権を尊重するとともに、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、ともにあらゆる分野に参画し、自分らしい生き方を実践できる社会の実現を目指す。

【現状】(資料2：11ページを参照)

- 人権の意識調査では「男女の固定的な役割分担意識があること」が最も多くなっており、また、男女共同参画の意識調査では家庭における男女の地位については、「平等になっている」と答えた人より「どちらかと言えば男性が優遇されている」が4ポイント多く、職場においては37%、社会通念・慣習・しきたりにおいては52.1ポイント多くなっています。
 - 人権の意識調査上位にある「ドメスティック・バイオレンスを受けること」や「セクシュアル・ハラスメントを受けること」における内容は、男女共同参画の意識調査で見ると「大声でどなる」ことや「容姿や年齢、身体的特徴について話題にする」となっています。さらに20歳代及び30歳代では「マタニティ・ハラスメントを受けること」と答えた人が多くなっています。
 - 女性に対する暴力・虐待の救済手続きを開始した件数や女性の人権ホットライン相談件数は平成30年に比べ令和元年で減少していますが、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数については、年々増加傾向にあります。また、狛江市でのDVに関する相談件数の推移については、ほぼ横ばいで推移しています。
-

- …資料2、関連資料等から読み取れるもの
●…人権に関する市民意識調査から読み取れるもの

障がいのある人の人権

■国際的な動き

①障害者権利条約

2006年（平成18年）、国連総会において、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として条約が採択され、日本は、2007年（平成19年）に署名し、平成26（2014）年に批准した。

■障がいのある人の権利保障等に向けた法整備等

①障害者基本法（平成23年（2011年）改正）

障害者権利条約の趣旨に沿った推進を図るため、地域における共生等、差別の禁止、国際的協調が定められ、障がいを理由とする差別の禁止に関し、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念を含めたものに改正した。

②障害者虐待防止法（平成23年（2011年）制定）

障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

③障害者総合支援法（平成24年（2012年）制定）

「障害者自立支援法」に変えて、障がい者の範囲の拡大や、障がい支援区分の創設、障がい福祉サービス等を規定する。

④障害者差別解消法（平成25年（2013年）制定）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等について規定する。

⑤障害者雇用促進法（平成25年（2013年）改正）

障害者権利条約の批准に向けた対応として、障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務を定め、精神障害者を法定雇用率の算定基礎等に加える等の措置を規定する。

■市の計画等

①狛江市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

障がい者のための施策に関する基本的な計画、障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画及び障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援

の円滑な実施に関する計画を一体的に定める。

【現状】（資料2：17ページを参照）

- 身体障がい者（児）、知的障がい者（児）や精神障がい者（児）数は、横ばいか年々増加傾向にあり、また、自立支援医療受給者は増加傾向で、平成30年度は1,447人となっています。
 - 日々の生活での悩みや不安については、18歳未満の障がいのある方等調査で、「就学・進学のこと」が最も多く、次いで、「就労・就職のこと」、「人とのつきあいに関すること」となっており、18歳以上の障がいのある方等調査では「健康のこと」が最も多く、次いで「老後のこと」、「経済的な問題に関すること」となっています。
 - 「差別を感じたり嫌な思いをしたりした経験」について、18歳未満の障がいのある方等調査では、「よくある」と「時々ある」で45.7%となっており、18歳以上の障がいのある方等調査では48.3%となっています。
 - 「就職・職場で不利な扱いを受けたり、働く場所や能力を発揮する機会が少ないこと」が最も多く、また、障がいのある人に対する差別待遇では、減少傾向にはあるものの解消には至っていません。
-

- …資料 2、関連資料等から読み取れるもの
●…人権に関する市民意識調査から読み取れるもの

高齢者の人権

■国際的な動き

①高齢者のための国連原則

国連では、平成 3 年（1991 年）高齢者の自立・参加・ケア・自己実現・尊厳の実現を 5 原則として掲げる「高齢者のための国連原則」を採択

■高齢者の人権保障等に向けた法整備等

①高齢社会対策基本法（平成 7 年（1995 年）制定）

急速に高齢化が進む中で、国民一人ひとりが、生涯にわたって安心して生きがいを持って過ごすことができる社会を目指す。

→高齢社会対策大綱（平成 24 年（2012 年）閣議決定）

②高齢者虐待防止法（平成 17 年（2005 年）制定）

介護保険制度の普及・活用が進む一方、家庭や介護施設における身体的・心理的虐待や介護の放棄（ネグレクト）等の課題が表面化し、社会的な問題となったことから、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進することを目的とする。

③成年後見制度利用促進法（平成 28 年（2016 年）制定）

認知症、知的障がいその他精神上の障がいがあることによって財産の管理又は日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合う。

地方公共団体は、成年後見制度について、地域の特性に応じた利用の促進に関する施策を実施する責務を有する。

④認知症施策推進大綱（令和元年（2019 年）閣議決定）（認知症施策推進総合戦略）

平成 30 年（2018 年）には認知症の人の数は 500 万人を超え、65 歳以上の 7 人に 1 人が認知症と見込まれており、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

※その他：高年齢者雇用安定法

■市の計画等

①狛江市第 4 次地域福祉計画

地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項及び地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を一体的に定める。

②狛江市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を一体的に定める。

③狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画

「本人の意思を尊重し、「その人らしい」生活の実現を目指します。」を基本理念とし、成年後見制度の利用の促進に関する目標及び総合的かつ計画的に講ずべき施策の円滑な実施に関する計画を一体的に定める。

【現状】（資料2：21ページを参照）

- 図 3-1 年齢4区分別人口、表 3-1 高齢化率の推移によると高齢者人口は令和4年には20,378人、令和5年には20,571人になると推計しています。「団塊の世代」が全員75歳以上となる令和7年には、高齢者人口は21,022人、令和22年には27,462人になると推計しています。
 - 狛江市の認知症高齢者数は、3,658人であり、狛江市の高齢者人口の18.3%にあたります。
 - 高齢者に対する暴行・虐待及び高齢者福祉施設における人権侵害については、年々減少傾向にあります。
 - 地域活動の世話役として参加意向がある人の中で今後取り組んでいきたい社会活動や仕事では、「地域の清掃美化活動」が最も多く、次いで「収入のある仕事」、「子どもを育てている親を支援する活動」となっており、意識調査の「働く場所や能力を発揮する機会が少ないこと」や「経済的に自立が困難なこと」につながる部分でもあります。
-

○…資料 2、関連資料等から読み取れるもの

●…人権に関する市民意識調査から読み取れるもの

外国人の人権

■国際的な動き

①人種差別撤廃条約

人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とし、昭和 40 年（1965 年）国連において採択され、日本は平成 7 年（1995 年）に加入した。

■外国人の人権保障等に向けた法整備等

①ヘイトスピーチ解消法（平成 28 年（2016 年）制定）

増加する外国人の人権を守るため、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動を防止することを目的とする。

※その他：住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

■市の計画等

①狛江市総合基本計画

多文化共生社会の推進を掲げ、在住外国人が日本人と同じように、それぞれのライフステージにおいて安心して地域の一員として暮らすことができる環境づくりを推進するとともに、多様な文化への理解を深めるための取組や適切な支援を行う等、共に暮らしていける地域社会づくりを推進する。

【現状】（資料 2：24 ページを参照）

○狛江市の住民基本台帳に登録されている人口は、令和 3 年 8 月 1 日時点で 83,213 人であり、内外国人は 1,296 人となっています。（令和 2 年 8 月 1 日時点で 83,538 人、内外国人 1,391 人）

○外国人に対する差別待遇について、新たに救済措置を開始した件数は、ばらつきがみられますが、横ばいで推移しています。

●「就職・職場で不利な扱いを受けたり、働く場所や能力を発揮する機会が少ないこと」が最も多く、次いで「風習や習慣などの違いが受け入れられないこと」、「外国語対応できる公的機関や医療機関などが少ないこと」となっています。

- …資料2、関連資料等から読み取れるもの
- …人権に関する市民意識調査から読み取れるもの

性的マイノリティの人権

■国際的な動き

①平成2年(1990年)、WHO(世界保健機構)が定める基準において、「同性愛」の分類は廃止され、「性的指向自体は、障がいと考えられるべきではない。」と、同性愛自体は障がいとされなくなった。また、平成5年(1993年)に、「同性愛はいかなる意味でも治療の対象としない」ことを宣言した。これに伴い、日本は平成6年(1994年)にWHOの見解を公式基準として採用した。

②平成30年(2018年)、WHOが性同一性障がいを「精神疾患」から外し、「性の健康に関する状態」という分類に入れるとともに、名称を「性別不合」(仮訳)に変更した。

■性的マイノリティの人権保障等の法整備等

①性同一性障害特例法(平成15年(2003年)制定)

性同一性障害者であって、一定の基準を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになる。(H20法改正により条件緩和)

■市の計画等

①狛江市男女共同参画推進計画

個人として尊重され、誰もが生きやすいまちづくりを総合的に推進するため、多様な性・生き方に関する理解促進や多様な性・生き方に関する教育を推進する。

【現状】(資料2:24ページを参照)

- 性的指向・性自認に関する救済手続き開始件数は、横ばい傾向となっております。
 - 意識調査では「差別的な言動をされること」が最も多くなっており、次いで「地域、職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること」、「性的マイノリティに対して誤った認識や偏見が存在していること」となっています。
 - 性的マイノリティの人権課題について、「わからない」と答えた方が21.1%となっており、全体として理解不足等が伺えます。
-

- …資料 2、関連資料等から読み取れるもの
- …人権に関する市民意識調査から読み取れるもの

《様々な人権課題》

インターネット・SNS 上の人権侵害

■インターネット・SNS 上の人権侵害に対する法整備等

①プロバイダ責任制限法（平成 13 年（2001 年）制定）

インターネットでのウェブページや電子掲示板などでプライバシーや著作権の侵害があったときに、その「特定電気通信役務提供者」にあたるプロバイダや電子掲示板等の運営者などが負う損害賠償責任の範囲や、発信者情報の開示を請求する権利を定める。

②いじめ防止対策推進法（平成 25 年（2013 年）制定）

「いじめ」の定義にインターネットを通じて行われるものが含まれると明記。

【現状】（資料 2：25 ページを参照）

- インターネットによる人権侵害は、過去に比べ増加の一途を辿っています。
 - SNS 等に起因する被害児童数の推移においては、増加傾向にあり、出会い系サイトを起因する事案より、SNS を起因とする件数が多くなっています。その内訳では、「高校生」が最も多く、次いで、「中学生」、「その他」、「小学生」の順となっています。また、SNS 被害児童の状況では、被疑者とあった理由においては、「金品目的」が最も多く、次いで「優しかった、相談に乗ってくれた」、「交遊目的」の順となっています。
 - 「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」が最も多くなっており、次いで「本人の知らないうちにプライバシーに関する情報が掲載されること」、「監視や規制の体制や法整備が十分でないこと」となっています。
-

- …資料 2、関連資料等から読み取れるもの
- …人権に関する市民意識調査から読み取れるもの

感染症罹患者（新型コロナウイルス感染者・エイズ患者・HIV 感染者など）やその家族の人権

【現状】（資料 2：27 ページを参照）

- HIV 感染者等については過去に比べて人権侵犯数は減少していたものの、令和元年では件数が増えています。
 - 令和 2 年 3 月の法務局人権擁護機関（法務局・地方法務局）の人権相談件数は 13,469 件で、そのうち新型コロナウイルス感染症に関連する人権相談の状況については、164 件となっています。令和 2 年 8 月の人権相談件数は 14,340 件で、そのうち新型コロナウイルス感染症に関連する人権相談件数は 232 件となっています。
 - 新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響においては、令和 3 年 8 月 20 日現在で、累計解雇等見込み労働者数が 113,655 人に達しています。
 - 「感染症罹患者やその家族のプライバシーが守られないこと」が最も多く、次いで「感染症罹患者やその家族に対して誤った認識や偏見が存在していること」となっています。
-

犯罪被害者やその家族の人権

■犯罪被害者やその家族の人権保障等のための法整備等

①犯罪被害者等基本法（平成 16 年（2004 年）制定）

被害者及びその遺族の心情を尊重し、かつその被害の回復に資するための措置を定める等その権利利益の保護を図る。

【現状】（資料 2：30 ページを参照）

- 犯罪被害者等の人権侵犯事件件数はほぼ横ばいの件数となっています。
 - 「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」が最も多く、次いで「犯罪行為によって精神的なショックを受けること」、「警察に相談しても期待どおりの対応が得られないこと」となっています。
-

- …資料2、関連資料等から読み取れるもの
- …人権に関する市民意識調査から読み取れるもの

震災に起因する人権問題

【現状】(資料2:30ページを参照)

- 「被災地に関する風評被害があること」が最も多くなっており、次いで「避難所生活でプライバシーが守られていないこと」、「避難所生活によるストレスに伴ういさかいや虐待があること」となっています。
-

意識調査問5で示している人権課題
※資料2:30ページを参照

- ・ 同和問題
- ・ 路上生活者（ホームレス）
- ・ アイヌの人々
- ・ 刑を終えて出所した人やその家族
- ・ 北朝鮮当局によって拉致された被害者など
- ・ 人身取引

IV 人権施策の進め方

- ・ 庁内体制、人権尊重推進会議（推進・施策評価など）
- ・ 行政、市民、団体等の主体の役割 など

資料